

## 福岡県高齢者福祉生活協同組合の基本方針(追補版)

2020年4月15日

ふくし生協 新型コロナウイルス対策本部

### 追補された内容は下線で表示しています

4月7日(火)、政府による緊急事態宣言が出され、福岡県を含む7都府県が対象となりました。これに伴い、当法人としての対応をご利用者、ご家族に対応する方針、法人運営上事業所職員への指示として作成しました。当面、9月末までの要請とします。

#### 感染防止のためのとりくみについて

##### ふくし生協全職員への行動要請

- (1) 厚生労働省の指定する「新型コロナウイルスにかからないための注意事項」、出勤時の体温検温、マスク、手洗いうがい等々の実施をお願いします。
- (2) 日常生活においても過労を避け、免疫力が低下しない生活をお過ごしください。
- (3) 通常生活でも3つの密を避けてください(換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話)、不要不急の外出をしないこと。電話などを利用して人との接触を減らすこと。人が密集するところに出かけない等の注意をお願いします。
- (4) 事業所での会議(管理者会議、常勤者会議、通所会議、ヘルパー会議等)については、3密を避けて、少人数化、短時間化、換気を工夫して行うか文書資料の配布と確認作業(報告文をもらうなど)をして伝えるべき内容を確実に伝えてください。
- (5) 他事業所、行政等との接触も文書送付、電話連絡などで代替できることは、減少させます。(担当者会議、実績報告など)
- (6) 職員健診の受診は、当面延期します。
- (7) 職員、ご利用者が濃厚接触者、PCR検査対象者となった場合は、関係者への連絡と事業所内と本部との情報共有を速やかにを行い個別に対応方針を決めます。
- (8) 職員、ご家族が濃厚接触者と判断された場合も同様です。
- (9) 職員、ご利用者が感染した場合は、保健所、行政、医療機関、本部に速やかに報告して事業所閉鎖、自宅待機、濃厚接触者の特定、事業所の消毒などの対応をします。

##### ふくし生協全体で行う会議等の方針

- (1) 3密を避けるため集合研修は中止します。(管理者研修、新入職員研修、一般職員研修など)
- (2) 震災復興委員会、支部運営委員長会議、各種委員会については、極力集合しての会議を避けます。
- (3) 事業所長会議、理事会については、議案、報告書など情報を事前に提供し、できる限り短時間でできる工夫を行います。
- (4) 事業所、関係団体からの情報を本部で収集し、事業所への発信を随時行います。

- (5) 各事業所の状況を本部で集約することにより事業所間協力を進めます。このために利用者様および利用者様家族等、職員および職員家族等の体調変化に関する情報を対策本部に報告することとします。

※ 各事業所で必要な物品の確保を行います。現在、マスクや消毒液をはじめとする衛生用品が不足しています。本部にて可能な限り発注し、事業所に配布します。

### 日常活動における利用者の対応

- (1) 感染防止のためのポスター等を、事業所のよく見える場所に貼りだしてください。
- (2) 送迎の際は、送迎車両に乗車する前に体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用をお断りしてください。ご家族にも協力をお願いしてください。
- (3) 送迎車両の消毒は、車両の使用前、使用後に確実に実施してください。
- (4) 過去に発熱が認められた場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、感染防止について説明のうえ利用をお断りしてください。
- (5) 37.5℃以上の発熱または呼吸器症状が 2 日以上続いた場合には、帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、指示を受けてください。

帰国者・接触者相談センターの電話番号

【一般的なことに関する相談窓口】

福岡県庁 092-643-3288 FAX 092-643-3331

【個別のことに関する相談窓口】

北九州市	093-522-8745	福岡市東区	092-645-1078
福岡市南区	092-559-5116	福岡市城南区	092-831-4261
福岡市早良区	092-851-6012	久留米市	0942-30-9335
粕屋	092-939-1746	宗像・遠賀	0940-36-6098
嘉穂・鞍手	0948-21-4972	京築	0930-23-3935

- (6) 発熱により利用をお断りした利用者については、居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等に対して、訪問介護等の提供等の必要性について検討するための情報提供を行ってください。
- (7) ご利用者の来所時は、玄関口での消毒、フロアに入った時の手洗い、うがいを実施してください。
- (8) 食器やうがい用のコップなど、適宜ハイター消毒を行ってください。
- (9) 日中の健康状況を把握し、発熱が認められる場合は、原則個室に移し、家族に連絡して迎えを待ってください。
- (10) 呼吸状態により着用が難しい場合を除き、原則としてマスクを着用してもらってください。手洗いやうがい等を徹底し、感染防止の指導を行ってください。
- (11) サービス提供時は、2時間に1回をめぐりに換気(空気の入れ替え)を行ってください。またサービス提供中は窓を開けておくなど、密閉区域を作らないよう注意してください。
- (12) 不要不急の人混みへの外出の自粛を要請してください。
- (13) ご利用者やご家族からの要望で利用を休止したい旨の相談等がある場合には、柔軟な対応を行ってください。

- (14) 居宅介護支援事業所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等において必要な対応がとられるよう努めてください。

### 日常活動における来客者等への対応

- (1) 入口やトイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒を徹底してください。
- (2) 原則、面会についてはお断りしてください。やむを得ず事業所内に入る場合は、手洗い、マスク着用、咳エチケットを徹底してください。また体温を計測してもらい、発熱が認められる場合は入館を断ってください。
- (3) 物品の受け渡し等は玄関など事業所の限られた場所で行ってください。
- (4) 不要不急の来所を遠慮していただくよう、周知してください。施設見学等については、利用者がいない時間帯または短い時間で行っていただくよう協力を要請してください。

### 日常活動における職員の対応

- (1) 各自、出勤前に体温を計測し、37.0 度以上の発熱等の症状が認められる場合には出勤しないでください。
- (2) 過去に発熱が認められた場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤しないでください。発熱等の症状が認められる場合、管理者および事業所長に報告し、状態を確実に把握してください。
- (3) 発熱等の症状が解消しても引き続き健康状態に留意してください。
- (4) 液体石けん等での十分な手洗いを徹底してください。
- (5) 事業所内でのマスクの着用等、咳エチケットを徹底してください。
- (6) 職員とその家族の海外渡航歴の確認を行ってください。
- (7) 不要不急の人込みへの外出を自粛し、不要不急の会議等への出席を見合わせてください。

### 疑似症例発生時の対応

風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については 2 日程度）続いている者または強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者、味覚障害、嗅覚障害がある者については、疑似症例（=疑い）として対応することが必要です。

#### 【一般的な対応】

- (1) 主治医へ連絡し、受診等について指示を受けてください。
- (2) 速やかに管理者、事業所長への報告を行ってください。また管理者、事業所長は事業所内で情報共有するとともに、法人対策本部へ報告してください。
- (3) ご利用者のご家族等に報告を行ってください。
- (4) 担当の居宅介護支援事業所等に報告を行ってください。
- (5) 感染が疑われる者（ご利用者、職員等）が利用した共用スペースの消毒・清掃を行ってください。消毒・清掃の際は手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭してください。

次亜塩素酸ナトリウム液で清拭を行った場合は、湿式清掃し乾燥させてください。(次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、商品説明を確認のうえ使用方法に従って取り扱いをお願いします。超音波による噴霧機能がない場合、吸引すると人体に有害な場合があります。)

(6) トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭してください。

#### 【濃厚接触が疑われる者の特定について】

- (1) 感染が疑われる者と長時間の接触があった者がいるかを確認してください。
  - ・ 適切な感染の防護無しに感染が疑われる者を看護又は介護していた者がいるかの確認
  - ・ 感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者がいるかの確認。
- (2) 居宅介護支援事業所等と連携し、保健所等からの指示も踏まえた上で、生活に必要なサービスを確保してください。
- (3) 発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従ってください。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応してください。

#### 【濃厚接触が疑われる利用者様への対応】

- (1) 食事前に利用者に対し、液体石けんと流水による手洗い等を実施してください。
- (2) 当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行うこととします。また共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施してください。
- (3) 管理者等の指示により、来訪者に対して利用者との接触の制限等を行ってください。
- (4) 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用としてください。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行ってから使用してください。
- (5) 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行うようにしてください。
- (6) 職員が接触した相手が濃厚接触者である、またはその可能性がある場合、その職員は接触した相手の検査結果が出るまで自宅待機としてください。休業補償については別記します。
- (7) 職員は使い捨て手袋とマスクを着用してください。手袋を外した後は手指消毒を確実に行ってください。
- (8) 咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用してください。
- (9) ケアの開始時と終了時に、液体せっけんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施してください。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とします。
- (10) 手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意してください。

#### 【濃厚接触が疑われる利用者様への個別ケアについて】

- (1) 食事前に利用者に対し、液体石けんと流水による手洗い等を実施してください。
- (2) 食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触が疑われる利用者のもものを分け

た上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用してください。

- (3) まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄してください。
- (4) 使用するトイレの空間は可能な限り分けてください。
- (5) おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用してください。おむつは感染性廃棄物として処理してください。
- (6) 使用后ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行ってください。
- (7) 介助が必要な場合は、原則として清拭で対応することとします。
- (8) 清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機（80℃10 分間）で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行ってください。
- (9) 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよいですが、その際も、必要な清掃等を行ってください。
- (10) 当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者とは必ずしも分ける必要はないですが、熱水洗濯機（80℃10 分間）で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行ってください。
- (11) 当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理してください。
- (12) 手洗い等の感染防止のためのとりくみを促してください。

## 感染確定者発生時の対応

- (1) 速やかに管理者、事業所長への報告を行ってください。また管理者、事業所長は事業所内で情報共有するとともに、法人対策本部へ報告してください。
- (2) 利用者の家族等に報告を行ってください。
- (3) 担当の居宅介護支援事業所等に報告を行ってください。
- (4) 保健所への報告は医療機関からおこなわれます。保健所の指示に従って行動してください。

※ 厚生労働省その他の機関による新たな指針が出た場合や内容の修正がある場合、この方針は随時変更をおこないます。変更の場合は文書の差し替えをお願いします。